

# 要支援・要介護認定にかかる主治医意見書作成料の判断基準について

佐々町役場 住民福祉課

## 新規

- 対象者の意見書を初めて作成した医師の場合  
※ただし、同一病院内の別の医師が過去5年以内に対象者の意見書を作成しており、その診療記録等を参照した場合は「継続」
- 対象者の意見書を以前作成したことのある医師だが、所属する医療機関が異なる場合
- 引継申請(他市町村から転入)の場合 ※佐々町では初めて意見書料を支払うため
- 以前に意見書を作成した日から5年以上経過して作成した場合

## 継続

- 以前に意見書を作成した日から5年以内に、同一の医師が作成した場合 ※佐々町で確認できる意見書に限る
- 同一病院内の別の医師が過去5年以内に対象者の意見書を作成しており、その診療記録等を参照した場合

## 在宅

- 医療機関への入院、介護保険施設または社会福祉施設に入所していない場合  
※軽費老人ホーム、グループホーム、有料老人ホーム、ケアハウス、サービス付高齢者住宅に入所している場合は「在宅」とするが、その入所者が医療機関等に入院・入所した場合は「施設」として取り扱う
- 施設へ入院・入所中(ショートステイ含む)で、健康管理を含む医学的管理を行うことを業務とする医師(嘱託医)以外の医師が作成した場合 ※嘱託医…施設等から依頼されて定期的に診察を行う医師
- 医療機関等へ通院またはデイサービス・デイケアに通所している場合
- 意見書作成依頼時には入院・入所していたが、在宅時の診療状況で意見書を作成した場合

## 施設

- 医療機関へ入院しており、入院先の医師が作成した場合
- 施設へ入院・入所中(ショートステイ含む)で、健康管理を含む医学的管理を行うことを業務とする医師(嘱託医)が作成した場合 ※嘱託医…施設等から依頼されて定期的に診察を行う医師
- 意見書作成依頼時には在宅だったが、入院・入所時の診療状況で意見書を作成した場合

ご提出いただいた請求書について、佐々町から確認したい事項があるときはご連絡をさせていただきますのでご了承ください。

このほか、ご不明な点がございましたら、下記担当までおたずねください。

☆佐々町役場 住民福祉課 介護保険担当 (TEL: 0956-62-2101)